

第 1 回 臨 時 会 議 録

令和 7 年 1 月 9 日 (木) 開会

南 小 国 町 議 会

令和7年第1回南小国町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年1月9日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 部課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第3号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第9号）

日程第6 議案第4号 令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第4号）

日程第7 議案第5号 令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第5号）

日程第8 議案第6号 令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第4号）

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番	下 城 孔志郎	2番	北 里 桂 一
3番	佐 藤 毅	4番	森 永 一 美
5番	井 野 和 哉	6番	後 藤 六 男
7番	穴 井 秀 房	8番	穴 井 則 之
9番	井 上 則 臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長 松 岡 洋 会計年度任用職員 室 原 明 子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	朝 日 康 博	建 設 課 長	本 田 圭 一 郎
まちづくり課長	宮 崎 智 博	税 務 課 長 (会計管理者兼務)	河 本 孝 博

町民課長 河津 頼子
教育委員会事務局長 志賀 美彩代

農林課長 穴井 康治
福祉課長 佐藤 淳

開会 午後1時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 皆さん、新年明けましておめでとうございます。

町民のために今年も元気一杯この議会頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いたします。

本日の出席議員は9名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第1回南小国町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、北里桂一議員、3番、佐藤毅議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（井上則臣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。

会期は、本日1日と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第1号 部課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第3、議案第1号、部課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第1号、部課設置条例の一部を改正する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第1号、部課設置条例の一部を改正する条例の制定について。部課設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和7年1月9日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由、新たに保育課を設置し、保育園の運営に関する事項等を分掌させるた

め、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

2ページおめくりください。新旧対照表でございます。右が改正前、左が改正後でございます。内容といたしましては、改正後の第1条の第5号に保育課を加え、改正前の第2条では第4号の福祉課の中に保育園に関する事項として保育園が入っておりますが、改正後では第5号に保育課として加えております。中原保育園の園児数の減少等もあり、今後の動きや対策を考えてという部分もございますし、今後一気に正職の保育士の年齢層が下がる予定でもございますので、公務員としての教育の部分や兼務ではなく、専門的にわかる保育士の先生方に保育課長を目指していただきたいとの思いもあり上程をしております。

1ページお戻りください。附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 保育課の新しい設置というところで、ぜひ町長のほうからこの設置の目的、ねらい、効果的なものと今後の展望的なものをお話しいただければと思いますけど、お願いできますか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 細かいもし補足等があったときには、担当課も含めてお答えをさせていただければと存じます。やはり子育て支援自体が、うちの町でも今後また力を入れていくひとつの大きなものであるというふうな認識はございます。そういった中では、やはり保育園の在り方といったところも、今後しっかりと考えていかねばならないという思いがございます。

現在は福祉課の中に入っておりますけれども、やはりそこはある程度専門的に見ることができるといった意味合いでも、そのようなものをまずはつくったほうがいいのではないかというようなこともございましたし、あと今後の人口動態を考えたときに、やはり保育園の今後の在り方をどうしていくのかといったところは、早急に考えなくてはいけない部分ではないかなと思っております。どうしても少しでも子供たちの数を増やしたいという思いはありますが、その理想と現実の部分考えたときに、やはり現実の部分でも建物も老朽化しているような状況もございますし、保育士を募集してもなかなか来ないというようなこともございますので、そういったところの今後の保育園の在り方といったところを考える意味合いにおいても、やっぱりこういったものをちょっとひとつ別枠で立ち上げるといったところも必要

であろうと思いました。

また、現在は本当保育士の先生方のほうも若返りがございまして、結構年齢も間が、世代が開いていたりとかそういったところもございまして。そういった意味での教育的な部分での指導だったりとか、逆に課長はどういうふうな人事になるのかといったところはわかりませんが、いずれは保育士の方が保育課の課長だったりとか、そういったところももちろん十分考えられるのではないかなと思っております。

また、子育て支援策というのを先ほど申し上げましたけれども、やはり南小国町ならではの保育というか、そういったものも今後つくればいけないかなと思ってございまして、例えば、よその自治体とかだったら、例えば森の保育園だったりとか、結構自然を生かした保育の在り方というところも、この南小国町では何かいろいろとできる可能性もあるのではないかなと思ってございまして、それがまた1つの南小国町の独自色として出せればと考えております。そういったところを総合的に勘案したときには、このような課の再編といったところが必要ではないかというように、今回議案として上程をさせていただいたということもございまして。

何か補足があれば。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 現在、保育園は福祉課のほうで所管しておりますので、私のほうから少し話のほうをさせていただきます。

先ほど町長のほうからも話がございましたとおり、現在、保育士の正職おりますけれども、全体で20代、30代の職員がですね、全体の7割を占めております。非常に若返る状況になってきております。そんな中、公立保育園ですので公務員保育士としてのですね、教育というのにも必要になってまいります。公務員制度であったり、また子育て支援策、そういった部分に関しての指導が今、保育園のほうでもですね、なかなか若い世代が主任保育士となって、そこまで細かいところの指導が非常に難しい状態ですので、そういった部分の指導を徹底していきたいということもございまして。

また、園児数、これも各保育園によりまして、特に、現在中原保育園におかれましては、現在の予想ですとゆくゆくは一桁になってしまうということもございまして、今後の保育園の在り方、そういった部分の検討も早急に必要になってくる状況でございまして。ただ、保育園そのものの存在が地域に及ぼす影響というのは非常に大きいと考えておりますので、そういった部分で慎重にそういった話を進めていくためにも、保育課のほうの創設を今回提案させていただいた状況でございまして。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） まだ具体的にはわからないかもしれませんが、ただ想定はされているとは思いますが、役場内でも職員さんは手薄な状態かとは思いますが、課内の体制的に人員が何名用意して、その課長職を現行の保育士、今の話では保育士じゃないでしょうから、役場職員が兼務するというか、役職に就くとかいう、そういう何かしらの、あと事務所がどちら、役場内に、庁舎内に置くのか、それともどこかの保育園に置くのか、そのへんが今、検討されて構想にあがってればそこまで教えてください。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 確定はまだしておりませんが、4月から、基本は課長職、課長が1名保育園のほうに行くと。ある程度保育園でできる事務というのを課長が持って行って、課長のほうが事務のほうは行くと。ただ、事務は役場側がしなければならない部分とかいう決まりがいろいろとありますので、そこはきちんと分けて、ある程度の入園の事務とか、そういうものはこちら側でしなければなりませんので、そこは福祉課のほうが行って、こちらから持っていけるものは持って行って課長のほうが行くと。そして、今、一番年齢が上の方もあと2年ほど、そのあとは40代の主任が2人、そのあたりで大きく開きがありますので、その間ある程度役場からの課長がこちらのほうに出向いて、その後は保育士の先生方が課長に入ってくるということも今から先ある予定でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） では、その課長1名で保育課を創設して、保育園の運営にあたるということですが、その保育園というのは市原保育園の話ですか、市原保育園に籍を置くということよろしいですか。そして定期的に黒川に行ったり中原に行ったり、巡回しながらいろんなものを決めていくというか、検討していくという形で、そういうイメージよろしいですか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 市原保育園になるとは思いますが、別に主任が各園にはおりますので、そこできちんと話はやりながら保育課長がいろいろ決めていくという形になると思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） こういう体制をつくったのは、以前役場から保育園のほうに課

長職と同じような方をやった時期があるかと思いますが、そのときにですね、私ども直接担当じゃなかったんですけども、大分役場の職員さんが行って直接課長の役をされたということで、その中で、ちょっと言葉は悪いんですけど、ごちゃごちゃした部分があったのかと聞いております。今回そういうことはないようになるとは思うんですが、もし役場から1名保育経験があるないかは今のところ存じませんが、そういう方が行かれた場合に、十分注意をしてやるべきではないかと考えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 私が入ったときは保育課もなかったとは思いますが、そこは人事の部分もございますので、今の保育園の先生方とよく話はしてですね、大きな問題が起きないような形でちゃんと保育行政のほうは担っていこうと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 今のお答えどおりに十分対応していただいて、以前のような、あのときは事故というようなこともあったと思いますので、そういうことがないよう双方にですね、齟齬が生じないような対策を練られたうえでしていただきたいと、そういう人事にしていきたいと思っております。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 今、保育課のほうは保育園の中に置くというような話だったのですが、国のほうもこども家庭センターをつくって、町のほうも課局を越えて子ども・子育てに関して、保健師なり、また福祉課、いろんな垣根を越えて子育てのために、後々にはそういうセンターをつくっていくというような話だったかと思っております。

その中で、こども家庭課ではなくて保育課のほうにウエイトを置いて、これから先、子供の子育て、または家庭での子育て、そのあたりの兼ね合いですね、どういうふうに保育課と町民課、福祉課で町として行っていくのか、その具体的なそういう考えがお伺いできますか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） まだきちんと具体的に行っているわけではございませんけれども、こども家庭センターですね、その分もありますけれども、保育課の部分というのは、先ほどの中原保育園の問題であったりとか、いろんな形、年齢の部分もありますけれども、その分で少しちょっと分けて考えてこの保育課のほうをまずは出

したところではございます。ただ、必ずそのあたり関連をしてくるわけですから、今後は福祉課、今から福祉、町民課、そのあたり保育園、併せながらいろんなことを考えていかなければいけませんので、そこは慎重にやっっていこうと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 可決をされた場合は4月1日から施行ということで、4月1日から新年度が始まって、保育園あたりもですね、4月3日、4日あたりから新入園児、また新しい保育がスタートするかと思いますけれども、その4月1日からでいけるのか、前もって例えば1か月、2か月余裕を持って、保育園のそういう全体的な事務分掌なり保育園の1年間の動きなりを把握して、4月1日にはきちんと課として走り出せるような体制をつくったほうがいいのではないかと思います。その4月1日のスタートで課としてきちんとスタートができるのかどうか、その点をひとつ伺います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） そこは早めにですね、内示も行く課長にもお話は早くしなければいけないでしょうし、保育園のほうにもある程度話はしていかないといけないと思いますので、そのあたりは早く行って、4月にはきちんと稼働できるようにやっっていこうと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 一応4月にはですね、きちんとそういった形で体制がスタートできるように、事前にいろいろな部分でお願いをしたいと思っておりますし、また、子供たちを預ける保護者の方にもですね、前もってきちんとそういった部分の保育課としての目的なり動きなりをですね、周知をしていただいて、そして4月から安心して保育園のほうに預けられるような案内もお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい、ありがとうございます。ひとつですね、議会委員会条例というところにもですね、今は福祉課の事務に関する事項という文言で1つだけ入っておりますので、そこには保育課というところも含めていただくように、多分3月の議会のところでは出させていただきますと思います。

よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第1号、部課設置条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和7年1月9日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由、国の人事院勧告に準じる熊本県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給料表及び期末勤勉手当の支給月数を改定するために、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

10ページおめくりください。新旧対照表がございます。

10ページめくるとちょうど新旧対照表になります。新旧対照表でございます。

右が改正前、左が改正後でございます。下線部が改正部分でございますが、内容と

しましては、2024年人事院勧告に準じた熊本県人事委員会勧告の内容に応じる改正を、令和6年4月1日に遡及して行うものでございます。

この改正により、議案第3号、一般会計補正及び議案第4号、国保特別会計補正による人件費の増額が必要となっております。19条の期末手当、20条の勤勉手当につきましては、併せて支給割合を4.5か月から4.6か月に引上げを行っております。この改正により、職員の期末勤勉手当支給割合に準ずる技能労務職員及び会計年度任用職員並びに職員の期末手当支給割合に準ずる特別職及び議員についても引き上げられることとなっております。

次のページをお願いいたします。給料表の改定につきましては、若年層が在職する号給及び30代後半までの職員が在職する号給に重点を置いた引上げとなっております。この改正により、職員給料表を準用する会計年度任用職員についても給料が引き上げられ、規則で定める技能労務職、給料表についても改正給与条例可決後に規則を改正し、引上げを行うこととしております。

今、開いていただいているところでは、高校卒の新卒で、改正前1級の5号給、16万6,600円、ここが改正後、1級の5号給、18万8,000円、2万1,400円の増額。

次のページをお開きください。大卒の部分でいきますと、1級の21号給、改正前が18万7,300円、ここが改正後は21万3,600円と2万6,300円増額となっております。

4ページお戻りください。附則でございます。すみません、次のページにまたがっております。次のページをお願いいたします。

第1条、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

第2条、この条例による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 条例に何も反対するところではないんですけども、実際これ上がったときに、令和7年度人件費的に令和6年度と比較してどれだけ上がるのか。もっと言うなら、令和5年から令和6年比較すれば、4月1日にさかのぼって支給されるわけですから相当な額が上がると思いますけど、その差額的なものも教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 申し訳ございません。その数字ちょっと今、手元に持って
おりませんので、後ほどで申し訳ないです。

この2024年の人事院勧告で、給与制度のアップデートと称して、令和7年度
以降の給与制度の整備についても勧告をされており、これに応じた再度の給料表の
改定、地域手当支給割合の改定、扶養手当支給額の改定等についてもありますので、
3月定例会に上程をする予定となっております。多分もう一度4月以降がまた少し
上がる。ただ、うちではありませんけど、地域手当支給とかが下がったりとか、扶
養手当の部分が、少し奥様の分が下がったり子供の分が上がったりとか、そういう
ところが出てくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。本案に反対
の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いい
たします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、
御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第3号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第9号）

○議長（井上則臣君） 日程第5、議案第3号、令和6年度南小国町一般会計補正予算
書（第9号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第3号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第9号）
は、歳入につきましては総務課長より、歳出につきましては各課長より説明させま
す。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第3号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第9号）。1ページをお願いいたします。令和6年度南小国町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,384万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億4,330万3,000円とする。令和7年1月9日提出、南小国町長、高橋周二。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。地方交付税、地方交付税、地方交付税です。今回5,763万8,000円を増額し、21億2,835万7,000円とするものです。普通交付税追加決定分でございます。

次のページをお願いいたします。国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金です。今回55万4,000円を増額し、255万4,000円とするものです。公立学校情報機器整備費補助金でございます。

9ページをお願いいたします。寄附金、寄附金、ふるさと寄附金です。今回2億円を増額し、12億500万円とするものです。ふるさと納税寄附金の増額でございます。

次のページをお願いいたします。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金です。今回1,612万2,000円を減額し、3億1,172万3,000円とするものです。財政調整基金繰入金でございます。これにより予算ベースでの基金残高は、17億6,336万1,933円でございます。数字で申し上げますと、1763361933でございます。

11ページをお願いいたします。諸収入、雑入、雑入です。今回177万3,000円を増額し、5,557万5,000円とするものです。公営企業職員人件費負担金でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 松岡議会事務局長。

○議会事務局長（松岡 洋君） 12ページをお願いいたします。歳出です。議会費、議会費、議会費、今回48万円を増額し、5,891万7,000円とするものです。内訳ですが、報酬、給料、職員手当等、共済費ともに一般職の給与条例改正及び会計年度任用職員の給与改定に伴う補正となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 13ページをお願いいたします。総務費、総務管理費、一般管理費です。今回803万8,000円を増額し、3億1,830万7,000円

とするものです。内容としましては、報酬から共済費まで2024年人事院勧告に準じた熊本県人事委員会勧告の内容に応じる改正を令和6年4月1日に遡及して行うものでございます。この改正により、このあとの分の人件費のほうが増額となっております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 14ページをお願いします。文書広報費です。今回10万2,000円を増額し、944万4,000円とするものです。内容としましては、報酬、職員手当等、共済費ともに給与改定に伴うパートタイム会計年度任用職員の報酬等の増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 続きまして、財産管理費です。今回3,000円を増額し、1億7,871万1,000円とするものです。費用弁償でございますが、小国町、南小国町共有財産協議会委員の現地確認の参加分でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 続きまして、地籍調査費です。今回35万円を増額し、1億666万2,000円とするものです。1節の報酬から、次のページをお願いいたします。4節の共済費まで、今回の給与改定に伴う増額でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、ケーブルテレビ運営事業費です。今回131万3,000円を増額し、4,850万1,000円とするものです。内容としましては、報酬、給料、職員手当等、共済費につきましては、給与条例改正に伴う一般職員給料等の増額、並びに給与改定に伴うパートタイム会計年度任用職員の報酬等の増額です。

続きまして、備品購入費です。ケーブルテレビセンター放送スタジオの番組放送撮影時の原稿表示に利用するプロンプターが故障し、番組制作に支障を来し、早急な対応が必要になったことによる備品購入費の増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 続きまして、財政管理費です。今回1億9,725万円を増額し、12億826万8,000円とするものです。内容としましては、ふるさ

と納税基金寄附金の増額に係るものでございまして、役務費の通信運搬費につきましては、楽天等の各ポータルサイトへの掲載手数料でございます。委託料につきましては、3割以内の謝礼品及び8%程度の送料、積立金につきましては2分の1の積立て分でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 次のページをお願いいたします。徴税费、税務総務費です。今回207万5,000円を増額し、6,795万4,000円とするものでございます。1節の報酬から4節、共済費まで、今回の給与改定に伴う増額でございます。以上です。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 17ページをお願いします。総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費です。今回249万5,000円を増額し、8,635万円とするものです。内容としましては、給与改定に伴う報酬、給料、職員手当等、共済費の増額になります。以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 18ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費です。今回344万4,000円を増額し、1億3,046万5,000円とするものです。内容といたしましては、給与改定に伴う報酬から共済費までの人件費の増でございます。

19ページをお願いいたします。児童福祉費、児童福祉総務費です。今回47万8,000円を増額し、1,839万5,000円とするものです。内容といたしましては、先ほどと同様、給与改定に伴う給料から共済費までの人件費の増でございます。

続きまして、児童福祉施設費です。今回1,076万4,000円を増額し、2億2,160万5,000円とするものです。内容といたしましては、同様に給与改定に伴う報酬から共済費までの人件費の増でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 20ページをお願いします。衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費です。今回203万9,000円を増額し、3億320万2,000円とするものです。内容としましては、給与改定に伴う給料、職員手当等、共済費の増額と住民健診データ作成に関する委託料10万6,000円になります。毎年2月に

次年度の住民健診申込みを受け付けておりますが、今年は健診センターへの住民健診申込みデータ受渡しの時期が早くなりましたので、SMOのしごとコンビニのほうに住民健診申込みデータ入力を委託するものになります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 21ページをお願いいたします。農林水産業費、農業費、農業総務費です。今回補正額245万4,000円を増額し、1億1,909万6,000円とするものです。内容につきましては、報酬から共済費までは今回の改正に伴うものでございます。10節、需用費44万6,000円の増額、修繕料の増額でございます。農林課が所管しております志津住宅及び黒川住宅におきまして、給湯器及び周辺配管等の破損が見られ、漏水が確認されたための修繕費等の増額となっております。

22ページをお願いいたします。林業費、林業総務費です。今回補正額15万2,000円を増額し、831万2,000円とするものです。内容につきましては、給料から共済費につきましては、条例改正に伴うものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 23ページをお願いいたします。商工費、商工費、商工総務費です。今回43万1,000円を増額し、409万4,000円とするものです。内容としましては、給料、職員手当等、共済費ともに給与条例改正に伴う一般職員の給料等の増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 続きまして、土木費、土木管理費、土木総務費、今回255万9,000円を増額し、9,288万2,000円とするものです。いずれも給与改定の増によるものでございます。

続きまして、土木費、住宅費、住宅管理費、今回30万2,000円を増額し、1,688万円とするものです。いずれも給与改定に伴う増です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 26ページをお願いいたします。教育費、教育総務費、事務局費です。今回補正額506万9,000円を増額し、1億1,217万5,000円とするものです。内容につきましては、報酬から共済費につきまして、今回の給与改定に伴う増額になります。

27ページをお願いします。中学校費、学校管理費です。今回補正額255万9,000円を増額し、5,096万6,000円とするものです。内容につきましては、報酬から共済費につきまして、今回の給与改定に伴う増額になります。12節、委託料221万1,000円を増額です。南小国中学校消火管の漏水調査業務委託料の増額になります。現在漏水している防火水槽を来年度に改修するにあたりまして、防火水槽から校舎等へ敷設されている消火管に漏水箇所がないかを調査するものです。

28ページをお願いします。保健体育費、学校給食費です。今回補正額148万6,000円を増額し、4,536万7,000円とするものです。内容につきましては、報酬から共済費まで今回の給与改定に伴う増額になります。10節、需用費28万7,000円、給食センターのガス遮断弁等の修繕料の増額になります。現在事務所内のコントロールパネルを大元の遮断弁がうまく連携できず、ガスを遮断してしまう事象が発生しているため修繕を行うものです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 9ページのふるさと納税寄附金でございます。12月末まででどれぐらいの金額があがっているのか教えてください。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 12月31日時点で11億902万円の寄附金のほうがきております。その後はまだすべて確認はできておりませんが、12月の末現在の金額でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 昨年度アマゾンを経由に追加したかと思えますけれども、どれぐらいの割合でアマゾン経由から入ったのかも教えてください。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 今まだその確定の金額がございませんけれども、年末のときにですね、まだ300万円弱でございましたので、年明けてから、ふるさと納税も1月から3月の間というのも金額のほうはあがってきたり、キャンセルがあったりとか変動をいたしますので、きちんとした数字はございませんけど、少し伸びが悪かったようではございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） すみません、2点お伺いいたします。1点目が11ページの諸収入の雑入ですけれども、この公営企業職員の人件費の負担金というのは、これはこのまま一般会計のほうに入るだけになりますか。それとも前回農林課の分だったのですかね、国から下りてきた分をまた協力隊じゃなくて、委託していた方にまた補助で出したという事例がありましたけれども、今回のこの職員の人件費の負担金というのは、そのまま町の会計に入るだけになるのかということと、27ページの中学校の消火管の修繕の調査業務委託ということで、防火水槽のほうの漏水ということでしたけれども、特別火災の際に今のところは支障はないのか、その2点をお伺いできればと思います。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず11ページの雑入におきます公営企業職員人件費負担金ということについてお答えいたします。

本来でいけば水道事業、南小国町簡易水道事業と南小国町下水道事業、そちらのほうで公営企業会計のほうで行っていますので、本来でいけばそちら側からそれ相応分の給料を出すべきものなんです、給与システム等の関係上から事務の煩雑さをなくすために、一旦一般会計のほうから支払いをしていただきまして、そのうえで同額を公営企業会計のほうから一般会計のほうに入れ込むという対応を行っておりますので、純粋な単独費といいますか、そこの分が入ってくるという形になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 消火管の修繕の委託料の件なんですけれども、結論から申し上げますと機能自体に問題はございません。今回委託をするものにつきましても、防火水槽を来年度改修するにあたりまして、消火管、配管のほうももしかすると漏水していた場合に、せっかく防火水槽を漏水修繕をしたにもかかわらず、そこから先の消火管が漏水している可能性があった場合に、支障を来すのではないかということがありましたので、念のために消火管のほうの漏水がないかの調査を行うものになっておりますので、機能自体に問題はございません。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 諸収入のほうはわかりました。中学校の消火管のほうは、漏水だけで、例えば耐圧試験検査とかいう部分は行われるんでしょうか。あくまで漏水

の有無を確認するだけなのか、その点をお伺いできればと思います。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） すみません、耐圧については業者さんに確認させていただきたいと思いますので、後ほど回答させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第3号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第9号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

はい、わかりました。では2時5分から再開します。

-----○-----

休憩 午後1時53分

再開 午後2時05分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど佐藤議員のほうから質問がありました計算について、総務課長のほうから説明がございます。

朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 先ほどの3番議員さんの御質問に対して、一般会計の補正予算のほうのですね、30ページのほうを御覧ください。ここに一番上、一般職の会計年度以外の職員分の補正後、補正前で比較が合計で2,356万円、次のページ、会計年度任用職員の比較で、合計が1,955万4,000円という形となっております。ちょっと気づくのが遅れて申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） ありがとうございます。

では議事進行に入ります。

-----○-----

日程第6 議案第4号 令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第4号）

○議長（井上則臣君） 日程第6、議案第4号、令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第4号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第4号、令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第4号）は、町民課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第4号、令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第4号）。次のページをお願いします。令和6年度南小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,154万3,000円とする。令和7年1月9日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。歳入です。繰入金、基金繰入金、療養給付費支払基金繰入金になります。今回34万2,000円を増額し、2,087万3,000円とするものです。内容としましては、療養給付費支払基金からの繰入金になります。このことにより予算ベースの基金残高は3,149万8,334円になります。数字で申し上げますと、31498334になります。

次のページをお願いします。歳出です。保健事業費、保健事業費、保健衛生普及費になります。今回34万2,000円を増額し、938万4,000円とするものです。内容としましては、給与改定に伴うパートタイム会計年度任用職員1名分の報酬、職員手当と共済費の増額になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方から意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第4号、令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第4号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第5号 令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第5号）

○議長（井上則臣君） 日程第7、議案第5号、令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第5号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第5号、令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第5号）は、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 説明に入らせていただきます前に、議案第5号と書いてあります補正予算書と、別口に資料として配付しておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、議案第5号、令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第5号）。令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条、令和6年度南小国町簡易水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度南小国町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入による補正はございません。

支出です。第1款、水道事業費用、今回114万4,000円を増額し、2億403万3,000円とするものです。内訳としまして、第1項、営業費用を同額増額し、1億8,211万4,000円とするものです。第2項、第3項の増額はございません。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、支出ともに増額等はございません。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。職員給与費、今回114万4,000円を増額し、2,019万8,000円とするものです。令和7年1月9日提出、南小国町長、高橋周二。

次のページから予算に関する説明書及び職員給与明細書のほうを添付しておりますが、別に配付してあります資料において説明させていただきます。

令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算（第5号）説明書、収益的収入及び支出、収入の補正はございませんので支出のみになります。

水道事業費用、今回114万4,000円を増額し、2億403万3,000円とし、内訳としまして、営業費用、総係費を同額増額し、4,661万円とするものです。給与から手当、賞与引当金繰入額、法定福利費、法定福利費引当金繰入額、給与改定に伴うものでございますが、手当の中の時間外勤務手当36万円につきましては、水道の突発事故等の現状の予算等も踏まえ、今後の事故の対応も踏まえた部分におきます予算の不足に伴う増となります。

なお、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額に関しましては、先ほどの一般会計のほうの諸収入のほうには該当しませんので、念のためお伝えをいたします。説明は以上です。

○議長（井上則臣君） 説明を終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方から意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第5号、令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第5号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第6号 令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第4号）

○議長（井上則臣君） 日程第8、議案第6号、令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第4号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第6号、令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第4号）は、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 説明に入らせていただきます前に、これも説明の資料のほうを配付させていただいております。また、差し替えのほうもさせていただきましたので、申し訳ございませんけどよろしくお願いたします。

それでは、議案第6号、令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第4号）。

令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算（第4号）。第1条、令和6年度南小国町下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度南小国町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の補正はございません。

支出です。第1款、下水道事業費用、今回105万6,000円を増額し、2億2,560万2,000円とするものです。内訳として、第1項、営業費用を同額増額し、2億646万円とするものです。第2項、第3項についての増額はございません。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、支出ともに補正はございません。

第4条、企業債の変更は、「第1表、企業債補正」による。

第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。一般職員給与費、今回105万6,000円を増額し、1,608万4,000円とするものです。令和7年1月9日提出、南小国町長、高橋周二。

次のページ、第1表、企業債補正となります。下水道事業債、過疎債を各々補正前が200万円を計上しておりましたけれども、財源組替えを行いまして、下水道事業債を400万円とし、過疎債を0円とするものでございます。ともに下水道事業債は率が1.8%です。資本費平準化債、公営企業会計適用債の率につきましては、1.9%となっております。

次のページから予算に関する説明書、実施計画となっております。給与費明細書等になっておりますが、添付の資料のほうで説明をさせていただきます。

令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算（第4号）説明書、収益的収入及び

支出、収入の補正はございませんので支出です。

公共下水道事業費用、今回105万6,000円を増額し、1億6,598万円とするものです。内訳としまして、営業費用、総係費を同額増額し、2,009万9,000円とするものです。いずれも給与改定に伴うものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出です。資本的収入も補正はございません。財源組替えになります。後の内訳に出てきますが、合併浄化槽設置に伴う財源の切替えになります。

次のページの3ページから4ページにかけましては、各事業ごとの説明書となりますので、内容的には同一となりますので省略をさせていただきます。

説明は以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明を終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第6号、令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第4号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、この事案につきましては、議長に委任することに決定いたしました。

本日の日程は、すべて終了しました。

これで、令和7年第1回南小国町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時23分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 2番

会議録署名議員 3番

会議録調製者 松 岡 洋

会 議 顛 末

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第1号	部課設置条例の一部を改正する条例の制定について	1月9日	原案可決
議案第2号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1月9日	原案可決
議案第3号	令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第9号）	1月9日	原案可決
議案第4号	令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第4号）	1月9日	原案可決
議案第5号	令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第5号）	1月9日	原案可決
議案第6号	令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第4号）	1月9日	原案可決

南小国町議会会議録
令和7年第1回臨時会

令和7年1月発行

発行人 南小国町議会議長 井上 則 臣

編集人 南小国町議会事務局長 松 岡 洋

作 成 株式会社アクセス

電 話(096)372-1010

南小国町議会事務局

〒869-2492 阿蘇郡南小国町大字赤馬場

143番地

電 話 (0967) 42-1125